

1 平成21年度の施行について

1 平成21年度の施行について

(1) 21年度システムの配布について

○ 介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、施行から3年が経過し、平成21年度から本格施行に入ったところであるが、平成21年2月6日及び平成21年3月10日付事務連絡でお示したとおり、情報公表制度の追加サービスにかかるシステム開発等に時間を要しており、介護サービス情報公表支援センターから都道府県への配布は、9月中旬ごろ、また、CSV変換ツールを用い、後から平成21年度システムへ取り込みが可能なエクセル調査票については、7月中の配布とお知らせしていたところである。

○ 昨年度から本格施行の準備等に大変ご尽力いただいております、また、今年度は15サービス（細分ベース）が追加されたこともあり、早々に体制を整備する必要がある中において、このような状況に至り、ご迷惑をおかけしているところであるが、既に支援センターからご連絡している通り、介護サービス情報公表支援センターから都道府県へのシステム配布については、9月15日を予定、また、平成21年度システムへ取り込みが可能なエクセル調査票については、7月3日の配布予定となったので、対応をよろしく願います。

※ 調査の流れについては後述

○ また、平成21年度システム配布までの期間においては、調査員の研修や利活用促進のための啓発など、情報公表制度の円滑な実施に向けた取り組みを行っていただいているところであるが、引き続き、必要な取り組みを願います。

(2) 調査方法について

○ 訪問調査の体制については、これまで一律に2名以上としていたところであるが、平成21年度からは規則上1名以上としたところであるので、弾力的な対応に配慮願いたい。

- また、調査方法については、「確認のための材料」に規定しているマニュアル規定の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情がない限り、あらためて当該確認済材料の確認は行わないものとしたので、対応よろしく願います。

※ 平成20年度調査において、マニュアルや規定の有無の確認を行う「確認のための材料」の存在がすでに確認されている場合は、平成21年度以降の当該確認材料の確認作業は省略されることになる。

2 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、情報公表制度の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項に留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、累次要請してきているところである。
- 引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して、分かりやすい形で積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直しについて

- 手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、国会や社会保障審議会介護保険部会等の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定方法等について議論の俎上にのぼっているところである。
- このため、これまでも情報公表制度の全国担当者会議等の場において、管理、運営事務の実務について十分に検証し、対外的にも理解が得られる水準及び設定方法となるよう、必要な条件の見直し等についての的確に取組を行うこと等を施行時より累次要請しているところである。
- また、平成20年度から実施した「一体的報告・調査」や「事業所報告、調査結果報告のWEB化」、平成21年度からは「訪問調査体制の効率化」や「調査方法の簡素化」といった運用の見直しにより、情報公表制度における事務負担の軽減等を図ってきたところである。
- 平成21年4月15日時点の手数料設定（予定）状況を見ると、前年度と比べて全国平均で約1万円減額となっており、多くの都道府県で見直しに向けた取組が行われているところであるが、都道府県間における手数料金額の幅は約1.8倍、約2万円と大きな開きがある状況である。
- 以上のような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる水準の手数料となるよう、必要な条例の見直し等について、引き続き、適確に対応するよう強く願います。

(3) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、利用者による利用者のニーズにあったより適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者等に活用される制度として

定着させることが何より重要である。

○ 昨年度は、政府広報のラジオ番組等を通じて普及啓発に取組み、都道府県におかれても、利用者等への普及啓発イベント、県の広報誌での紹介、介護事業者向説明会などさまざまな手法で利用者及び介護事業者などに対し、制度の普及啓発に努めていただいているところである。

○ 各都道府県においては、平成21年度システム配布までの期間を活用して、すでに取り組んでいただいているところであるが、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、普及啓発イベント、県の広報誌での紹介等、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

○ 情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

○ 今後とも引き続き、事業者向け説明会等、さまざまな手法で介護事業者や管内の事業者団体等に対する制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 利用者の情報活用の利便性の向上について

○ 情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 利活用促進について

- 公表制度は、前述のとおり、利用者等に活用されることが何より重要であるので、情報公表制度の単純な普及啓発に留まらず、利用者のニーズにあった、より適切な事業所選択を行うために、具体的に、どの項目をどう読み判断すればいいのかといった介護サービス情報の活用方法（読み解き方等）についても、利用者等に向けて発信していくことが、情報公表制度の利用促進を図る上で重要なポイントと考えている。
- 昨年度の全国課長会議において、世田谷区の事例を紹介させていただいたところであるが、当該取組事例等を参考にさせていただき、各都道府県における情報公表制度の利用促進に向けた積極的な取組みをお願いしたい。国においても、支援センターと協力の下、こうした先行事例を考慮しつつ、さまざまな活用方法について普及を図ることとしている。

(5) 公表データについて

- 現在、各都道府県において公表した情報については、データのバックアップとして支援センターに送信していただいているところであるが、送信していただいたデータを、全ての都道府県に対して支援センターから提供（CD-R等による提供）することとしている。
- データの提供方法等については、後日、支援センターより連絡することとしているが、このデータを前述の利活用促進等に積極的に活用願いたい。
また、利活用促進等の取組みを進めるに当たって、データを研究機関等に提供することも考えられるが、各都道府県におかれては、提供方法など取り扱いについてルールを定めるなど、適切に対応願いたい。

(6) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等から

の相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。

- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(7) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。
- 本制度において、調査員は都道府県知事から指定を受けた調査機関の職員として介護事業所と面談による調査を行うなど、主として事業所と直接対応する立場であることから、事業所の調査員に対する印象は、本制度に対する印象に直結するものである。
- しかしながら、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。

- また、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないよう、指定調査機関等の動向に留意しつつ、指定調査機関等に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 訪問調査員の構成について

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示してきたところであるが、前述のとおり規則上は1名以上とし、弾力的に対応していただくとともに、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意願いたい。

ウ 調査員養成研修について

- 平成21年度より、調査は調査員1名以上としたことから、1名の場合であっても、円滑な調査が行われるよう、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をするとともに調査員としての質の確保を図るよう願いたい。

- 調査員養成研修については、平成21年度追加サービスを加えた研修区分に改正し、区分⑨（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）、区分⑩（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）が新たに追加されたところであるが、区分①、区分⑤、区分⑦、区分⑪のすべての区分において、各区分内に掲げる何れかの介護サービスに係る講義を修了した者については、区分⑨及び区分⑩に属する介護サービスの係る講義を修了したとみなすことができることとしたので留意願いたい。

- なお、これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場合等は、研修の実施が不要となることも想定されるが、各区分内のサービス間で項目が全く同一では無いことや、調査員の均質性の確保の観点等から、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いする。

【研修区分】

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護
＋介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護
＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）
＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

工 的確な報告の受理について

- 介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしている。
- 昨年度から事業所報告・調査結果報告のWEB化により、介護事業者からの報告内容の記入漏れ等に対応した改善が図られたところであるが、未だ未記入事項や誤入力等により、利用者が適切に介護事業者の情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼を損ねることがないよう、公表センターにおける、報告の受理に当たっては、引き続き、適確に報告内容を確認の上、受理するようお願いする。

- また、情報公表制度の利活用を促進するに当たって、公表されている情報は貴重な基礎データとなるものであることから、適確な公表事務の執行について、重ねてお願いします。

(8) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。
- また、平成20年度から、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、計画の基準日前の一年間において、事業者が課長通知Ⅲの1に定める各区分内において、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となるので留意願いたい。

(9) 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む））については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規程に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度においても、平成21年度から公表対象サービスとなったことに伴い、地域密着型サービスの外部評価の実施においては、情報公表制度の基本情報を活用することになったところである。
- そのため、情報公表制度の公表前に外部評価が実施される場合には、基本情報の活用できないことから、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただくようお願いする。
- また、事業者に過剰な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化を図っていただくようお願いする。

具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、同一日に両制度の調査を実施することが考えられる。また、同一機関でない場合であっても、日程調整のうえ調整が整えば同一日に実施することが可能と考えられる。

- 効率的な調査を可能とするよう、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む））の情報公表制度の調査計画の策定に当たっては、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただくようお願いする。
- なお、介護サービスの質の向上については、両制度が有するそれぞれの目的や役割を踏まえ適正に実施し、重層的に取り組んでいくことが重要であることから、特に、事業者等に対する両制度の趣旨・目的の相違の説明等、普及啓発の積極的かつ丁寧な対応をお願いする。
- すでに、各都道府県におかれては、それぞれの実情等に応じて、両制度の同一日調査の実施等について、検討いただいているところであるが、事業者の事務負担が少しでも軽減されるよう、適宜検討いただき適切な対応をお願いする。

3 平成21年度システムによる調査の流れ

○ 前述のとおり新システムの配布については、平成21年度システムへ取り込みが可能なエクセル調査票を、7月3日に先行配布し、9月15日に新システムを配布することとなった。調査の基本的な流れについては、次に示すとおりであるので、対応をよろしく願います。

(1) エクセル票による調査（7月から9月）

- ①公表センターから事業者へエクセル調査票（電子媒体）の送付
- ②事業者はエクセル調査票（電子媒体）に入力後、公表センターに送付（報告）
- ③公表センターは、調査票の内容を確認・受理
- ④公表センターは、エクセル調査票（電子媒体）を調査機関へ送付
- ⑤調査機関は、エクセル調査票を印刷し、事業者への訪問調査を実施
- ⑥調査機関は、調査結果をエクセル調査票（電子媒体）に入力し、公表センターへ送

付

⑦公表センターは、調査内容を確認・受理し、9月の新システム配布後にCSV変換ツールを用い、新システムへエクセル調査票のデータを取り込み公表

※調査機関による調査が9月の新システム配布後になる場合は、④以降の流れについては、(2)の③以降の流れとなる。

(2) 新システムによる調査

新システムによる調査の流れは、平成20年度版のシステムと同じである。

①事業者は、WEB画面により調査票に入力することにより、公表センターへ報告

②公表センターは、報告内容を確認・受理

③調査機関は、WEB画面から調査票を出力し、事業者への訪問調査を実施

④調査機関は、調査結果をWEB画面により入力(公表センターへの報告)

⑤公表センターは調査結果の内容を確認・受理し公表

4 国庫補助事業について

(1) 介護サービス情報の公表制度支援事業について

○ 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、

①情報公表制度の普及・啓発等

②介護サービス情報公表システムの導入

に必要な経費を昨年度と同様、国庫補助するものである。

○ 事業の実施主体については、平成21年度においても、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているので、積極的に活用願いたい。

○ なお、本来の事業運営費以外で、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置に必要な経費を充当する事業は、平成21年度は国庫補助事業の対象外となったので留意願いたい。

(2) 介護サービス情報の公表制度推進事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）について

○ 平成21年度における本事業の内容については、情報公表制度が、より利用者の事業者等の選択等に役立つ制度となるよう、制度の効果と課題の検証評価等を行うことを目的として、

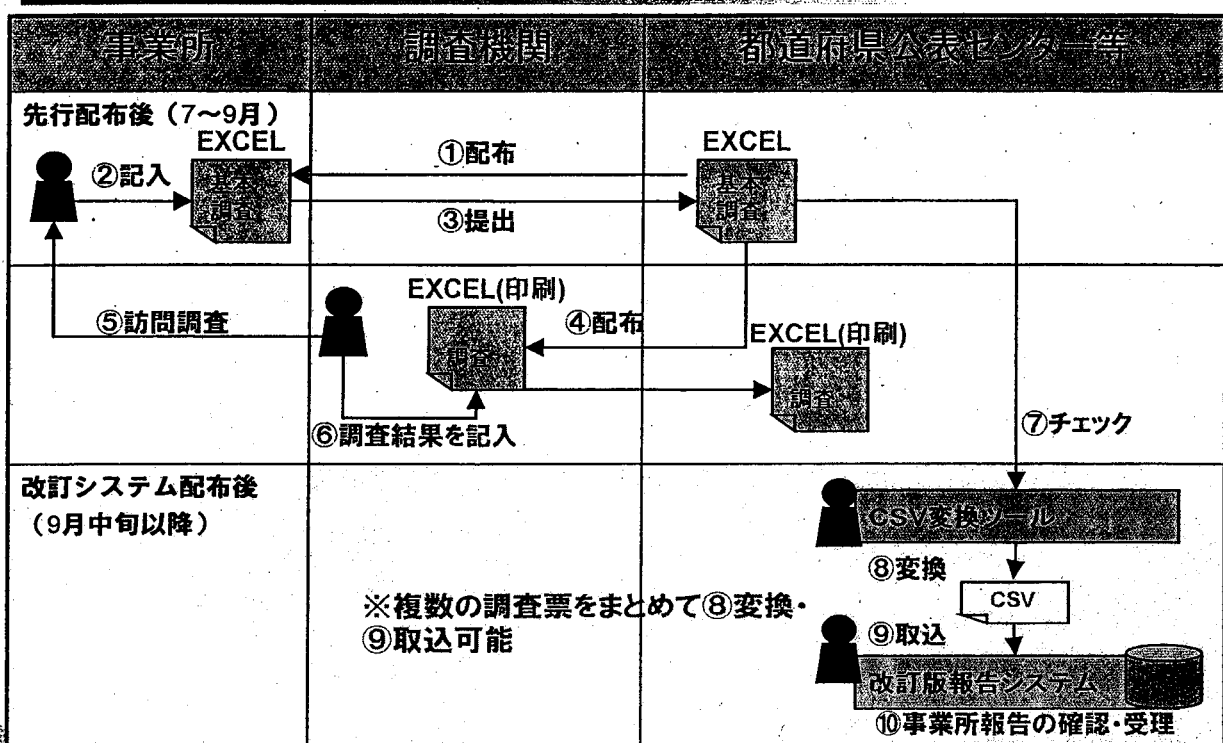
①介護サービス利用者等の情報公表制度の利用実態調査・分析

②実態調査等を踏まえ、調査方法等について、有効性等の観点からの検証、結果の集約および有効性の把握

③利用者にとって分かりやすい介護サービスの情報発信の方法等（情報の読み解き方）の情報発信事業の実施、検証

等に取り組んでいただき、情報公表制度がより適確に運営されるよう、協力願いたい。

① 7月に配布するEXCEL調査票を利用して調査する場合



② 9月以降に調査を実施する場合

